

ふるさとチョイス 何をお探しですか? 検索 ふるさと納税ガイド ログイン | 会員登録 お気に入り 寄附する

お礼の品をさがす 自治体をさがす 使い道をさがす ランキング おすすめ カバメントクラウドファンディング® 災害支援

TOP > 自治体をさがす - 都道府県を選択 > 熊本県の自治体 > 甲佐町のふるさと納税 > 甲佐町 × ふるぽ

熊本県 甲佐町

くまもとけん こうさまち 熊本県 甲佐町

◎ チョイス公式ポイント導入自治体 詳細 甲佐町ポイント残高: 0 pt JTB 「ふるぽ」 掲載自治体

♡ 自治体をお気に入り

詳しくはこちらをご覧ください

https://www.furusato-tax.jp/activity/product/43444 https://www.furusato-tax.jp/activity/product/43444

お礼の品 使い道 ポイント取得

▲ 甲佐町からのご案内

2019/05/31 (金) 11:00 重要なお知らせ

甲佐町は令和元年6月1日から令和2年9月30日までの期間、総務省からのふるさと納税の対象となる地方団体に指定されました。

本町では、ふるさと納税の申し込みをポータルサイトから受け付けています

ふるさと納税制度に係る指定制度が開始

総務省から「ふるさと納税の対象となる団体」に指定されました

■ ふるさと納税制度の法改正が行われました

最近のふるさと納税制度を巡っては、返礼割合の高いものや地元の特産品でないもの、商品券・旅行券などの換金性の高いものなどを返礼品として出品する自治体が現れ、自治体間の過度な返礼品競争が問題となっていました。

それに対し、総務省は再三にわたり「高額品」を返礼品にしないことや「商品券」「家電」「貴金属」を返礼品にしないことなどを要請・通知していましたが、改善しない自治体があったため、「地方税法等の一部を改正する法律」が6月1日から施行され、次のように3つの基準が明確になりました。

▼ ふるさと納税の募集を適正に実施すること

法改正後は、返礼割合や返礼品を地場産品としているかなどルールを守っているかを考慮し、総務大臣が「ふるさと納税の対象となる団体」と

して指定します。

▼ 返礼品は返礼割合を3割以下とすること

返礼割合を3割以内にすることで、寄付先により多くのお金が残ります。いただいた寄付が少しでも地域で活用されるよう、このルールが徹底されます。

▼ 返礼品は地場産品とすること

返礼品に地場産品以外の特産品を出している自治体もありましたが、返礼品を地元の品に限定することで、寄付した地域の産業の活性化にもつながります。

■ ふるさと納税を活用して地域の活性化を図る

町では、これまでどおりルールを守りながら、地域の事業所の皆さんと協力して、ふるさと納税による本町の活性化に取り組んでいきます。

▼ お問い合わせ先

町地域振興課

TEL 096 - 234 - 1154

(内線237)

10月1日から「プレミアム付商品券事業」が始まります

確にん？
プレミアム付商品券

消費税率の引上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするためにプレミアム付商品券を発行します。

確認したら申請にゃん!

あなたは対象者？確認にゃん!

25%もお得な
プレミアム付商品券

住民税非課税の方
子育て世帯

（申請が必要）
2019年度分の住民税
（均等割）が
課税されていない方

（申請は不要）
2019年4月2日から
2019年9月30日までに
生まれたお子さまがいる世帯

お問合せ先
0570-02-2036
096-234-1114
02premium.go.jp

お問合せ先
甲佐町 096-234-1114

申請受付期間：令和元年8月11日（日）～12月27日（金）
商品券使用期間：令和元年10月1日（火）～令和2年3月31日（火）

「プレミアム付商品券」を扱う
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください。

内閣府

■対象者
次の要件を満たす「低所得者」または「子育て世帯」が本事業の対象となります。

消費税率10%への引上げが低所得者および子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を下支えするため、プレミアム付商品券事業を実施します。

町では、低所得者および子育て世帯主に対して、お得に買い物ができる「甲佐町プレミアム付商品券」を発行・販売します。

購入いただいた「甲佐町プレミアム付商品券」は、消費税率引上げ後の10月1日（火）から6カ月間、本町の対象店舗でご利用いただけます。

- ▼低所得者
次の要件をすべて満たす方
・平成31年1月1日において、甲佐町の住民基本台帳に記録されている者
- ・令和元年（平成31年）度住民税が非課税の者（免除を含む）
・令和元年（平成31年）度住民税が課税されている方の被扶養者等でない者
- ・生活保護を受給していない者
- ▼子育て世帯主
平成28年4月2日から令和元年9月30日までに出生した児童の属する世帯の世帯主
- 販売価格
1セット（10枚つづり）4,000円

- ※1枚500円で使用いただけます。おひとりあたり最大5セットまで購入できます。
- （最大25,000円分の商品券を、20,000円で購入可能）
- ※甲佐町プレミアム付商品券の使用期限は、令和2年3月31日（火）までです。
- 商品券購入の流れ
- 対象となる人は、次の手順で商品券を購入できます。「低所得者」であり、かつ「子育て世帯主」の場合は、それぞれの立場での手続きが必要です。
- ▼低所得者の場合
- ①対象者と見込まれる人には、町福祉課から7月下旬をめどに「購入引換券交付申請書」を送付します。
 - ②送付された申請書に必要事項を記入し、町福祉課へ提出または郵送してください。
 - ③申請内容を審査後、該当者に「商品券購入引換券」を9月下旬以降に交付します。
 - ④交付された購入引換券を持って、販売所（甲佐町商工会）で商品券を購入してください。
- ▼子育て世帯主の場合
- ①対象者（子育て世帯主）へ9月下旬に町福祉課より「購入引換券」を交付します。申請書は不要です。
 - ②交付された購入引換券を持って、販売所（甲佐町商工会）で商品券を購入してください。

- 商品券販売所と販売期間
- ▼販売所
甲佐町商工会
096-234-0272
- ▼販売期間
10月1日（土）～令和2年2月28日（金）
- ※「購入引換券」「身分証明書（運転免許証等）」をご準備ください。
- ※本町から転出の場合は、甲佐町プレミアム付商品券の払い戻しや転入先市町村での使用はできません。
- 商品券使用時の留意事項
- ▼使用可能な店舗
募集により決定した町内の飲食・小売・サービスなどを提供する事業者（店舗）で、使用期限内のみご利用いただけます。
- ▼商品券の使用対象とならないもの
次に示す支払いや購入にはご利用いただけません。また、転売および譲渡もできませんので、ご注意ください。
- ・不動産や金融商品に関わる支払い
 - ・たばこ
 - ・商品券などの換金性の高いもの
 - ・税金や電気・ガス・水道料金など
 - ・現金との交換
 - ・商品券の交換または売買
- お問い合わせ先
町福祉課
096-234-1114
（内線144）